

瑞浪市家庭的保育事業等の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の設置の認可等の手続きに関して、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 家庭的保育事業等のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の設置認可を受けようとする者は、家庭的保育事業等設置認可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 家庭的保育事業等のうち、居宅訪問型保育事業の設置認可を受けようとする者は、居宅訪問型保育事業設置認可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の申請に際しては、当該申請が瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年条例第31号。以下「条例」という。）で定める要件に適合していることを証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

4 家庭的保育事業等の運営の適正化に資するため、新たに家庭的保育事業等の設置認可を受けようとする者は、事前に市長と協議しなければならない。

(認可の基準)

第3条 認可の基準は、法及び条例に定めるところによるものとする。

(認可の決定等の通知)

第4条 市長は、第2条の規定による申請に対し、その内容を審査の上、認可を決定したときは家庭的保育事業等設置認可決定通知書（様式第3号）により、認可しないと決定したときは家庭的保育事業等設置不認可決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(家庭的保育事業等の休廃止又は認可内容の変更)

第5条 家庭的保育事業等のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の設置認可を受けた者が当該家庭的保育事業等の事業を休止又は廃止しようとする場合は、理由を記した書面を添えてあらかじめ家庭的保育事業等休止（廃止）申請書（様式第5号）及び家庭的保育事業等休止（廃止）申請調書（様式第5号の2）を市長に提出しなければならない。

2 家庭的保育事業等のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の設置認可を受けた者が認可の申請の際に届け出た内容について変更しようとする場合は、家庭的保育事業等設置認可事項変更届（様式第6号）及び家庭的保育事業等設置認可事項変更調書（様式第6号の2）により、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、法人の代表者について変更がある場合は、家庭的保育事業等設置認可事項変更届（様式第6号）及び家庭的保育事業等設置認可事項変更調書（法人代表者の変更）（様式第6号の3）を、その名称と所在地に変更がある場合は、家庭的保育事業等設置認可事項変更届（様式第6号）及び家庭的保育事業等設置認可事項変更調書（名称・所在地の変更）（様式第6号の4）により届け出なければならない。

3 家庭的保育事業等のうち、居宅訪問型保育事業の設置認可を受けた者が当該事業を休止又は廃止しようとする場合は、理由を記した書面を添えてあらかじめ居宅訪問型保育事業休止（廃止）申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

4 家庭的保育事業等のうち、居宅訪問型保育事業の設置認可を受けた者が認可の申請の際に届け出た内容について変更がある場合は、居宅訪問型保育事業設置認可事項変更届（様式第8号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、第1項及び第3項の申請に対し、地域の保育の実情を勘案し、承認する場合は、家庭的保育事業等休止（廃止）承認通知書（様式第9号）を、承認しない場合は、家庭的保育事業等休止（廃止）不承認通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設置認可等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第4条関係）  
様式第4号（第4条関係）  
様式第5号（第5条関係）  
様式第5号の2（第5条関係）

様式第6号（第5条関係）  
様式第6号の2（第5条関係）

様式第6号の3（第5条関係）  
様式第6号の4（第5条関係）  
様式第7号（第5条関係）  
様式第8号（第5条関係）  
様式第9号（第5条関係）  
様式第10号（第5条関係）